

一般社団法人日本くすりと糖尿病学会学術集会会長選出に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、本法人組織規程第12条の定めにより、学術集会会長の選出について定める。

(選出する会長)

第2条 本細則で選出する会長は、選出時の3年後の会長（次々会長）とする。

(候補者)

第3条 会長候補となるには、本人が本学会の正会員であり、学術集会開催年の3月31日に65歳未満でなければならない。

2 本細則第4条で定める公示期間内に立候補を別途定める書式で理事長に届け出るものとする。

(公示期間)

第4条 公示期間は、選出する年の1月1日から10月末日までとする。

(選挙)

第5条 会長候補者が4名以上ある場合には、組織規程第12条3項に示すとおり理事会にて会長候補者の中から3名以内の候補者を選出する。

2 前項で選出された候補者に対して、組織規程第12条3項に示すとおり理事会へ学術集会に対する所信を求め、別途定める書式で理事長に届け出るものとする。

3 選挙は理事会において行う。

4 投票は別途理事会が用意する投票用紙に、出席している理事が、無記名単記で行う。しかし、電子投票を行う場合には、記名単記で行う。

5 不在者投票および委任状による投票は認めない。

6 有効得票数がもっとも多いものを当選者とする。

7 最上位に有効得票数の等しい候補者が複数あるときは、年長の者を以て得票数一位者とする。

(承認)

第6条 前条により確定した当選者は、社員総会の承認を受けなければならない。

(候補者がいない場合)

第7条 本細則第4条の公示期間経過後、会長候補者がいない場合は、理事会により選出

され、社員総会の承認を受ける。

(候補者が1名の場合)

第8条 本細則第4条の公示期間経過後、会長候補者が1名の場合、理事会および社員総会の承認を受けなければならない。

(細則の改廃)

第9条 本細則の改正・廃止は、理事会の承認を受けなければならない。

(附則)

第10条 本規程は2021年9月30日から施行する。

一般社団法人 日本くすりと糖尿病学会
第 回学術集会会長立候補用紙

記入日： 年 月 日

氏 名	
ふりがな	
所 属	
会 員 番 号	
生 年 月 日	年 月 日生
推 薦 者	氏 名 () 会 員 番 号 ()
開 催 予 定 地	
所 信 表 明	